

(別紙1) 仕様書

1 主催 静岡県

2 対象 県内在住・在学・在勤の若年層(中学生以上40歳未満)

3 実施概要

対象	時期	場所・回数	内容
静岡県内在住、在勤、在学の若年層 (中学生以上 39 歳以下) 200 名程度	9～10 月予定	・オンライン開催 ・オンデマンド配信あり ・1 回開催	若年層がメンタルヘルスについて考え、セルフケアの方法について学べる内容とする。

4 開催方針

- (1) 参加者が、ストレスを感じたときに自己肯定感を高め、自分なりの対応力を身につけられるきっかけとなる内容とすること。
- (2) ワークショップの講師は、専門的な知識を有し、集客が期待でき、若年層に分かりやすく講義ができ、かつ県事業の広報に極力協力する者を招き、講演等を通してこころのケアやストレスマネジメントの重要性を受講者が認識できる内容とすること。
- (3) 若年層に向けた効果的な広報・情報発信により集客を行うこと。
- (4) 参加者へのアンケート調査等により本事業の実施効果の測定を行い、分析結果を県へ報告すること。

5 委託業務の内容

- (1) 本ワークショップ全体の企画（トータルプラン）及び運営管理に関する県との協議
- (2) 講師等管理業務
 - ・ワークショップにおける講師を企画・提案する
 - ・講師に対して、県事業の広報に協力することを依頼する
 - ・講師との交渉・マネジメント業務を行う
 - ・講師への報償費等の支払い
 - ・ワークショップは、実施後に動画化し、一定期間オンデマンド配信されることについて、講師と調整を行う
- (3) ワークショップ運営業務
 - ・業務に関する調整
 - ・オンライン配信等講演環境の整備
 - ・必要な資材、機材、消耗品の調達・確保・支払い

- ・その他ワークショップ実施に係る全体管理
 - ・参加者アンケートの実施及び結果取りまとめ報告書の作成
 - ・記録（講師講演・ワークショップ質疑応答内容の記録、動画撮影）
- （４）オンデマンド配信
- ・ワークショップの動画作成（オンデマンドによる配信のための編集作業等）
- （５）参加者募集受付業務
- ・若年層に向けた効果的な周知
 - ・参加申込の受付業務
 - ・参加者への視聴方法等の案内
 - ・申込者数及び当日の実際の視聴者数を管理すること
- ※個人情報については関係法令に基づき適切に取り扱うこと
- （６）本仕様書にない独自の提案に係る業務

6 成果物の提出

上記５の内容の履行を証明できるもの(紙媒体及び電子データ)を成果物として静岡県に提出すること。その提出期限は静岡県の指示によるものとする。

7 再委託の制限等

- （１）受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （２）受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に静岡県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

8 個人情報の取り扱い

個人情報保護法及び静岡県個人情報保護条例、静岡県情報公開請求条例等の関係法令に基づき、適切に取り扱わなければならない。

9 本事業は厚生労働省の令和８年度「地域自殺対策強化交付金」を活用して実施する予定であるため、次の点に留意すること。

- （１）受託事業が契約期間内に完遂できること。
- （２）事業の実施状況や実績について、国の会計検査の対象となること。
 - ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - ・労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

10 契約限度額

1,367,000円 上限（税込）

11 その他留意点等

- (1) 複数の企画提案は認めない。
- (2) 企画提案は、本事業の目的及び開催方針に沿うよう留意すること。
- (3) 企画提案にかかる一切の経費（プレゼンテーションに係る経費を含む。）は提案者の負担とする。
- (4) 企画提案は実施可能なものであり、原則として提案側で管理運営すること。
- (5) 契約により生じる著作権その他一切の権利は委託者に帰属する。
- (6) 契約候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。
- (7) 提出された企画提案書その他の書類は返却しない。
- (8) 業務遂行上必要な資機材及び材料は受託者が用意すること。
- (9) 業務遂行上必要な許可等の調整は受託者が行うこと。

（別紙２）応募について

（１）スケジュール ※応募者の状況により変更する場合がある。

県(障害福祉課精神保健福祉室)ホームページによる公告開始	令和８年７月22日（水）
質問書の受付期限	7月27日（月）午後４時必着（メールのみ）
質問書の回答	7月29日（水）までにメールで回答
参加表明書（２部）の提出期限 応募申込書（５部）の提出期限	7月29日（水）午後４時必着（郵送又は持参）
第１次審査（書類審査）	8月３日（月）不合格者のみに連絡
第２次審査（プレゼンテーション）	8月６日（木）詳細は別途通知
選考・採用業者の決定・選定結果の伝達	8月７日（金）

（２）参加表明書、応募申込書、業務計画書、企画提案書及び見積書の提出方法

ア 参加表明書（様式第１号） ２部（正本１部、写し１部）

イ 応募申込書（様式第２号） ５部（正本１部、写し４部）

ウ 業務計画書（様式第３号） ５部（正本１部、写し４部）

エ 企画提案書（様式は任意） ５部

※大きさは日本産業規格Ａ４とする。日本産業規格Ａ３を用いる場合は、Ａ４に折りたたむこと。企画提案書は正本及び写しは原則としてカラーとし、製本はホチキス留めすること。

オ 見積書（様式は任意） ５部（正本１部、写し４部）

※あて名を静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。
業務内容ごとに見積金額の内訳を記載すること。

なお、発行責任者及び担当者が記載されている場合は押印を省略できることとする。

カ 作成に用いる言語等 言語は日本語、通貨は日本円とする。

キ 企画提案書の無効 提出された書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

（３）質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第４号）をメールにて送付すること。

（別紙３）選定について

（１）第１次審査（書類審査）

- ア 審査方法 委員会事務局（障害福祉課）にて書類審査を行う。
- イ 審査基準 要項、趣旨、形式等の項目を審査する。
- ウ 結果通知
不合格と認められた場合のみ８月３日（月）までに結果を通知する。

（２）第２次審査（プレゼンテーション）

- ア 審査日時 令和８年８月６日（木）
※１提案者あたりの所要時間は、説明15分以内、質疑応答約10分とする。
- イ 審査場所 静岡市内
※集合時間等は、各応募者に別に連絡する。
- ウ 審査方法
応募者によるプレゼンテーションを「令和８年度静岡県若年層向けこころのセルフケアワークショップ企画運営事業委託先選定委員会」の委員４名が審査する。
- エ 審査基準 別添「第２次審査 審査表」に基づき審査する。
- オ 審査項目「社会的取組」について
令和３年12月に策定された静岡県の契約に関する取組方針の６（１）に基づき、本委託事業の受託者の選定においては、応募者の「技術力」や「企画力」等のほか、「社会的取組」についても幅広く評価することとしているため、該当する取組を企画提案書に記載すること。

（３）委託先候補者の選定

- ア 第２次審査（プレゼンテーション）の合計点による順位のみではなく、委託先としての適否に係る委員の意見交換を踏まえ、出席した委員の賛同をもって委託先候補を決定する。
- イ 選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

第2次審査 審査表

大項目	小項目	具体的な観点	評価点
企画性	(1) 企画意図	ストレスを感じたときに自己肯定感を高め、自分なりにストレスとうまくつきあえる力を身につけられるきっかけとなる内容か。	5・4・3・2・1
	(2) 講師選定	講師は、専門的な知識を有し、若年層に分かりやすく講義できるか。	5・4・3・2・1
	(3) 広報・集客	若年層にとって魅力的かつ戦略的な広報で、確実な参加申込へ結びつけられる内容か。	5・4・3・2・1
	(4) パブリシティ	テレビや新聞、雑誌などのメディアが、ニュースや記事として取り上げることが期待できるか。	5・4・3・2・1
	(5) その他(創意工夫)	企画内容等で他に優れ、特に評価すべき創意工夫があるか。	5・4・3・2・1
信頼性	(6) 組織運営基盤	事業を実施できる組織運営基盤があるか。	5・4・3・2・1
・ 実効性	(7) 運営スタッフの充実	企画から準備、運営、実績報告まで契約期間内に実行可能な運営スタッフが確保できているか。	5・4・3・2・1
安定した業務運営	(8) 収支計画の適切さ	見積書は適切に積算され、安定した業務運営を期待できるか。	5・4・3・2・1
その他	(9) 社会的取組	持続可能な開発目標(SDGs)に資する取組等を行っているか。	5・4・3・2・1
合計点(45点満点)			
(コメント欄)			

※各項目を5点満点で評価

評価点	採点基準
5	特に優れている(委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる)
4	優れている(委託の趣旨以上の効果が期待できる)
3	普通(委託の趣旨に合致している)
2	劣る(委託の趣旨を一部満たしていない)
1	著しく劣る(委託の趣旨を満たしておらず、効果を期待できない)